

新居浜市臨時職員（保育士）募集要項

1 受付期間

平成30年11月1日（木曜日）から平成30年11月21日（水曜日）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）に、人事課にて受け付けます。

2 職種、任用予定人員及び職務内容

職 種	採用予定人員	職 務 内 容
臨時職員（保育士）	約20人	市立保育園に勤務し、保育士業務に従事します。

3 申込資格

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (2) 次表に該当する者

職 種	資 格 要 件
臨時職員（保育士）	保育士の資格を有する者 (平成31年3月資格取得見込者を含む。)

4 試験及び任用の方法

応募種別	試験日時	集合場所	合否通知
新規応募者	平成30年12月2日（日） 午前9時から	市役所5階 51会議室	平成30年12月中旬 に受験者全員に文書で 通知します。

- (1) 応募者全員を面接試験等の選考により、任用順位を決定し、合格者上位から必要に応じて順次任用します。
- (2) 別途、12月上旬に市立保育園にて実技試験を実施します。
(試験時間及び試験場所は別途通知します。)
- (3) 合格者の辞退等で欠員が生じた場合、平成31年3月末までに次点の方に追加合格の連絡をすることがあります。

※ 裏面に続く

5 賃 金

賃金は日額とし、1日あたり7,870円程度を勤務実績に応じ翌月一括支給します。
(別途、日額800円を勤務実績に応じ、6月・12月の期末手当あるいは退職時の一時金として支給します。)

※単価は平成30年度のものであります。

6 任用期間及び勤務時間

(1) 任用期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間

(6か月毎に任用期間更新。勤務成績良好の場合は平成32年4月以降も任用する可能性があるが、勤務成績不良の場合は更新しない。)

(2) 勤務時間

週38時間45分勤務

ローテーション勤務で早出、遅帰の日があります。

7 申込手続

(1) 申込用紙の請求

平成30年10月25日(木曜日)からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、川東支所、上部支所、別子山支所の各窓口で請求してください。

また新居浜市ホームページにも掲載します。印刷する際はA4サイズ(両面印刷)としてください。

(2) 申込手続

必要な事項を記入し、総務部人事課(市役所3階)へ提出してください。

(3) 添付書類

保育士証(写) 又は 保育士資格取得見込証明書

8 備 考

受験手続その他お問い合わせは、総務部人事課にご連絡ください。

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市役所本庁舎3階 新居浜市総務部人事課

TEL 0897-65-1213 (担当:藤目)